

岐阜県環境影響評価審査会委員会B 議事録（概要版）

- 1 日 時：平成27年7月13日（月） 午前10時00分～午前11時30分
- 2 場 所：岐阜県庁大会議室
- 3 議 題：中山鉦山周辺土地利活用促進事業に係る環境影響評価方法書について
- 4 出席者：永瀬委員、奥村委員、岡田委員、中村委員、神谷委員、鹿野委員、窪田委員、高田委員、駒田委員、清水委員、竹中委員、高木委員、山田委員、森委員
関係市担当者3名、県関係課等担当者4名、事務局5名、傍聴者なし
- 5 議 事：当該事業に係る環境影響評価の手続きについて事務局から説明。
事業概要、方法書並びに住民等意見概要及びそれに対する事業者の見解について事業者から説明。
その後、質疑応答を実施。

<質疑応答の内容>

【委員長】

事業者から説明がありましたが、これに対して意見はありますか。

【委員】

下流河川への流量増加について検討してほしいという多治見市からの意見と、調整池の設計にあたっては、開発により河川への流出が増大することのないよう配慮してほしいという県河川課からの意見があります。どのくらいの排出量になるのですか。

【事業者】

流域が二つに分かれていまして、直接土岐川に流れる流域と国道19号南側の中山川、大洞川を經由して土岐川に流れる流域があります。大きい開発ですので、岐阜県の宅地開発指導要領に基づきまして、開発区域の50倍の区域となる地点まで流域の河川関連の調査を下さいとなっています。その中で一番流れにくいところを見つけ、それに対する調整池を作りなさいという基準がございます。それに基づき調査をし、一番流れにくいのはやはり土岐川で、その流れにくいところに対して調整池を設置するというので、だいたい両方の流域を合わせて5万m³ぐらいの土砂を溜めなければならないという計画となっています。

【委員】

工事中もその2系統の河川へ排水するということですか。

【事業者】

調整池を2箇所設ける計画ですが、南側の調整池は全くの新規となります。北側の調整池は、現在、方法書の計画図にあるくらいのもので設置されています。工事中については南側の既存の調整池を沈砂池として使い、いったん土砂溜めをしてから河川へ放流します。あるいは、どうしても流れないということもでてくると思いますので、仮設の沈砂池を作りいったん土砂を溜め、上澄みを河川へ放流する計画です。

【委員】

南側の新しく作る調整池はオーバーフローするとどちらに流れますか。

【事業者】

中山川、大洞川経由で流れます。

【委員】

既存の調整池の方はどちらに流れますか。

【事業者】

既存の調整池の方は堰堤があり、それをそのまま使いますので、沢を通過して土岐川へ流れます。

【委員】

両方の経路を使う可能性があるから、全部調査するということですね。
あと、運用後の生活排水はどのようになるのですか。

【事業者】

下水がありませんので、合併浄化槽で浄化後に調整池に流します。

【委員】

どちらの調整池に流しますか。

【事業者】

南側の調整池です。

【委員】

イオンモールができるということですが、大規模小売店舗立法の審議会の対象になると思います。そちらでは交通渋滞、防犯関係、廃棄物などに対して意見が出されると思うのですが、この環境影響評価委員会との棲み分けはどのようになっているのですか。騒音、振動と言いましても対象が異なります。

【事業者】

大店立地法が求めているのは、例えば騒音、振動に関するものだと、事業区域に隣接する土地、建物、あるいは将来建つであろう建物に対する影響があるか、ないかの話となります。環境アセスで求めているのはもう少し広域的な範囲のものとなりますので、少しニュアンス、求めているものが違うのかと思います。

【委員】

稼働時の騒音の評価をするということですが、大店立地法では荷さばきの音、駐車場内の音なども対象にしており、騒音の最大レベルまで予測しています。環境影響評価では対象としない部分も評価しているということです。大店立地法では工事音は対象とせず、店舗の開店後が対象となります。交通渋滞時の大気汚染などは影響が大きいと思うのですが、どうやって進めていくことになるのでしょうか。

【事業者】

棲み分けについてですが、大店立地法はまさにオープン後のことについて求めていますので、環境アセスのことについては事後評価の域に入ります。今回は環境関係、自然環境などの造成にかかるものについての審議だと思っています。商業施設を建てるときは大店立地法の対象になる

と、我々は考えています。

【委員】

店舗の開店後の排水関係は、大店立地法の対象になりますか。

【事業者】

ならないです。対象となりませんから、生活排水は合併浄化槽で基準値をクリアし、調整池にいったんプールしてから外部に流すという計画です。

【委員】

ですから、大店立地法と環境アセスメントで評価対象とする項目の棲み分けが重要であるという意見です。この部分は環境アセスメントで、この部分は大店立地法と分けないと、例えば交通渋滞などに対する住民説明会からの意見が提出されても、この委員会では審議しようがないのです。その辺りの棲み分けをしてもらえるとスムーズに審議を進めていけるのではないか、という意見です。

【委員】

社会教育文化課の意見にもある美濃の壺石の件について、方法書の図面で事業区域から2 km くらいのところに記載がありますが、美濃の壺石は国の特別天然記念物に指定されています。直径40～50 cm以上のものは非常に高価で、100万円くらいで売買されることがあります。事業区域を工事すると壺石が出る可能性が高いです。東海環状自動車道の工事では壺石が大量に出ました。私も調査に入ったのですが、朝早く暗いうちに全国から人が来て、多いときには25人くらいいました。たぶん対策がとられてなく、教育委員会で採取した例がないので、壺石は全部取られたと思います。今回はそれほど範囲が広くないので、あまり出てこないとは思いますが、マニアの人が入っていいものを採る可能性があります。東海環状自動車道の工事のときも私が入ったときは、破片しか残っていませんでした。壺石は特別天然記念物で価値の高いものなので、確保の仕方を考えておいてください。このことは社会教育文化課の意見にはありませんので、検討してください。

もう一点ですが、事業区域の鉾山の北部で、全国トップ級の松かさの化石が出ました。20 cm くらいの巨大な松かさの化石で、実物は岐阜県博物館にあります。松かさが入った地層も貴重ということで、切り取って博物館に展示してあります。今後工事すると出てくる可能性があり、工事場所は天然記念物の指定場所にはなってないですが、マニアが持っていく可能性があります。そういうことが教育委員会の意見で入ってなかったの、追加します。

蛇足で、壺石のところに鬼板というものがあります。褐鉄鉱が板を作りますが、このあたりはたくさん出ます。大きいのは厚さが5 cm ぐらい、長さが70 cm ぐらいです。褐鉄鉱の結晶の模様が入って非常にきれいです。それも結構価値があります。多くの人が採りにくくはないとは思いますが、教育委員会等で確保されるとよいと思います。

【事業者】

壺石の位置は社会教育文化課の指摘どおりずれていますので、直します。松かさの化石は亜炭の層から出るのでしょうか。

【委員】

亜炭の地層の上です。層の上部に1 m 四方で10個ぐらい入っていたりします。採取した実物は岐阜県博物館にありますし、論文も正式に出されているので、松かさが出る地層について詳しく

いことはそちらを見てもらうといいです。

【事業者】

十分に配慮します。

【委員】

出るかどうかはわかりませんが、出たことのある地層の続きであれば出るかもしれません。

【委員】

水質調査について質問します。方法書9ページの図にあるとおり事業実施区域内に調整池が二つありますが、これはどういうものですか。ここでは水質調査を行わないのですか。このようなところで調査すると、このあたりの地質から出てくる水や堆積物がどのようなものであるのか、推測しやすいと思いますが、如何でしょうか。

【事業者】

事業実施区域内の調整池は現況の鉾山の調整池となります。そこから流れる水は事業地の境界で調査地点を2地点設けていますので、その地点を調査することによって、調整池からの水を分析できることとなります。

【委員】

既にある調整池の底質、堆積物を調査すると情報が得られるのではないかと思います、その辺りはいかがですか。

【事業者】

先程の水質調査をする2地点と同じところで、年1回の底質調査を行う予定としています。水質の調査結果を見ながら必要があれば、追加で行うことも検討したいと考えています。

【委員】

現在、表面にある底質、堆積物と、鉾山活動を行っていた頃に調整池に溜まったものは同じなのかという疑問があります。過去に採掘していた中で、鉛や砒素などの有害物質がかつて出たかどうかという情報がわかると、予測がしやすいと思います。

【事業者】

貴重なご意見として一度検討したいと思います。

【委員】

工事中のこともアセスの対象になると聞いているのですが、工事中の工事車両の計画はないのですか。工事中の土砂の搬出はないという説明でしたが、どの時点で調整池を作りながら、車両で土砂を搬出する工程がわかる資料を提示してもらえるといいと思います。

【事業者】

工事に工事車両が何台入るとか、細かいことは、次の準備書の段階で示すことを考えています。土砂の搬出や搬入はないので、いったん重機を事業区域内に入れてしまえば、その中で動くだけなので、ダンプが始終、何十台も出入りすることは考えていません。ただ、建築が始まると建築資材の搬入などがありますので、準備書に記載したいと考えています。

【委員】

方法書 111 ページについて確認ですが、土地の改変によって地盤沈下が発生するという項目が挙げられています。地盤沈下の発生についてどういう原因を想定していますか。造成区域内の沈下として捉えているのか、周辺に対する沈下の影響と捉えているのですか。なぜかと言うと、後半にある調査方法のところ、地下水を毎月 1 回調べるとありますが、沈下の評価をするにあたって地下水を関連付けると、月 1 回の調査では到底評価ができません。その辺りが理解できなかったの、補足説明をお願いします。

【事業者】

まず、地下水位のデータは月 1 回となっていますが、実は継続的に観測はしています。それで捉えられる範囲で変化を捉えようと思っています。なぜ地盤沈下を想定しているのかというと、工事のため重機が入るので圧力がかかる場所がありますし、土地造成にあたり少しずつ沈下していくことも想定しているので、調査項目としています。

【事業者】

盛土をする計画なので、盛土による圧密沈下があります。外部の要因によつての沈下というのではなく、造成工事の地盤の締固めによる圧密沈下が予想されますので、方法書に記載しています。

地下水の観測についてですが、造成により 15m くらいの高盛土をします。そのときに地下水によって盛土がどう影響するのか、安定性の計算のためということでも地下水について記載しています。

【委員】

盛土のため地下水を測るということだと、環境アセスとは関係ないのではないのでしょうか。通常だと、雨が降ってそれによりどういう挙動をするのかということだと思います。地下水を測ることと環境アセスの本来の目的がずれている気がします。

それと、造成による沈下を想定しているということですが、事業区域周辺への影響は想定していないと解釈していいのでしょうか。

【事業者】

現状の計画だと、外部への影響は少ないと考えています。

【委員】

事業計画内で沈下しようが、それは工事上の問題であり、沈下対策は当然、施行時にされるものです。周辺への影響がないのなら敢えて項目として挙げる必要はないのではないですか。施行時の問題であれば、この場で議論することではないと思います。地下水についても、施行時の安定の問題であれば、環境アセスとは切り離すものだと思います。項目についてももう少し検討してもらいたいと思います。

【委員】

資料 2 にありますが、多治見市から深夜営業の光害に関する意見が出ています。それとは少し違うかもしれませんが、今回、大型の商業施設ができることによる照明景観は大きな影響があると思います。景観の調査地点を 2 地点選定し、四季に調査するということですが、国道 19 号沿いを車で通ったときどういう見え方になるかというような夜間の調査を検討されていますか。

【事業者】

夜間調査は計画に入ってなかったのですが、今の意見を聞くと必要なことだと思いますので、調査に加えることを考えたいと思います。それほど難しいことではないと思います。

【委員】

イメージパースを見る限り、それほど高い建物ではないと思いますが、昼間の眺望点と同じでいいのでしょうか。車のドライバーへの影響や、地域住民が昼間は気にならないけど、夜間になると気になるということが出てくると思います。可能であれば同時に眺望地点についても検討してもらいたいです。

【事業者】

眺望地点はあちこち探しましたが、事業地が窪地なので、眺望地点として全体を見渡せる地点は少ない状況の中で、この2地点を選定しました。山の頂上から見たりして検討したのですが、遠すぎて景観の調査地点としては不適であり、外しました。したがって調査地点の追加となると難しいと考えています。

【委員】

今より多くの水が調整池から流れることになるのですが、土岐川は庄内川水系で変わった河川です。大きく影響を受けます。そのことを考慮していますか。河川の底は砂地ですから、現状より水量が増えると下流の生態系への影響が大きいと思います。

【事業者】

下流への影響を極力減らすために、沈砂池で土砂を落としてから水を流す計画ですが、土岐川の下流の生態系にはわずかな影響はあると思います。

【委員】

現在の土岐川の流量と新たに増える流量はどれくらいですか。

【事業者】

岐阜県宅地開発指導要領に基づく算定ですと、現在、この区域から出る流量より確実に減ります。雨水が排出される量は調整池によりかなり絞られます。現在、南側には調整池がないので、排出される雨水の量は確実に減ります。

【委員】

降水があつて、調整してから流すということですね。そうすると河川への流れる量も減るということですか。例えば、現在、土岐川にあまり水はありませんが、その時も迂回させて流すということですか。

【事業者】

先程の回答は洪水時のものでした。現状は3分の2ぐらいが裸地の状態で、そこから開発します。その時、平常時の流量は変わらないと考えています。なぜならその場合、透水係数が変わらないから、文献上変わらないこととなります。先程申し上げた開発基準における大雨については、調整池がないと一気に流出しますが、調整池があると流出が抑制されるので、流量が少なくなるということですか。

【委員】

商業施設から出る水量はどうなるのですか。

【事業者】

施設から出る生活排水は、調整池にいったんプールしてから流します。

【委員】

その水の量がどれくらいかということです。

【事業者】

施設の建築規模はまだ算定していません。浄化槽の規模、人槽がわかりませんので、まだお答えできない状況です。

【委員】

排水量がわかった時点で、常時どのくらいの量になるのか、どれくらい増えることになるのか教えてください。

【委員】

大気質、騒音その他さまざまな項目についての予測時期は、定常的な状態となる時期となっておりますが、大店立地法の方では繁忙期が対象となることがあります。この図面ですと、国道19号から駐車場へ入る動線が短く気になります。例えば周辺の大型店舗では、繁忙期に東海環状自動車まで車が並ぶのですが、そういう状況は避けていただきたい。施設内に車道をどの程度まで引き込めば良いのかを、既存施設を事例に調査してほしいです。繁忙期の渋滞が続いていると、大気汚染の発生量は多くなると思います。定常時の予測ですと、通常時の渋滞がない状態とは異なり違和感があります。大店立地法では大気質の予測までは扱いません。

また、光害については、大店立地法は周辺の住民に対する影響、環境アセスメントでは動植物に対する影響も配慮するイメージがあります。それに対する意見を言う方としても、大店立地法の目線、土地開発の環境アセスの目線など様々ですから、準備書の段階では、環境アセスと大店立地法での対象評価項目の棲み分けをしてもらいたいです。大店立地法では定常時ではなく、繁忙期を対象にしています。平常時の客が少ないときを対象にしても意味がないと思うので、その辺りを事業者、あるいは県で話をしたいと思っています。

【委員】

資料2のとおり社会教育文化課から意見が出ていて、周知の埋蔵文化財包蔵地の一覧表及び分布図も提示すること、とあります。事業区域のある土岐市教育委員会からの意見ではないことが不思議ですが、埋蔵文化財包蔵地を具体的に把握しているのは市町村の教育委員会ですので、土岐市教育委員会と協議し、準備書に反映させてもらおうとスムーズに進むと思います。

【事業者】

土岐市教育委員会に相談して、準備書では充実した一覧表となるように改正したいと思います。

【委員】

素掘りだったところを掘削土で埋め立てるので、土砂の搬出入はないという理解でいいですか。

【事業者】

はい、そうです。

【委員】

鉦山で掘っていたところは粘土質の陶土で、残っているところはそれとは土質が違うはずですが、質の違う土で埋め立てるのですが、地下水質への影響はでないと判断しているのですか。

地下には不透水層があるのでかなりの量の埋立てをしても影響はないと判断しているのですか。

【事業者】

陶土をとっていたところから更に深く掘ることはまずありません。陶土を採っていたところを埋めるための盛土は、現在、場内に置いてある東海環状自動車道トンネル工事で発生したズリです。それを利用して埋め立てます。前から残った状態となっている自然のままのところを改変することは、ほとんどない造成計画を考えています。ですから、地下水への影響はそれほどないと思っています。

【委員】

不透水層に守られているので、地下水質には影響がないということですね。

【事業者】

はい。

【委員】

埋め立て場所周辺の高いところの土で埋め立てると思ったのですが、トンネルのズリを持ってくるといことですね。

【事業者】

持ってくるというよりは、過去にそこへ持ってきてあるという状況です。今回の持ってくるということではありません。前からある土を利用するのですが、それは元々は東海環状自動車道工事で発生したズリということです。

【委員】

先程の質問で、地下水に影響しないのは、不透水層があって守られるので、そこから下の地下水質へは影響しないということですね。

【事業者】

はい。

【委員】

トンネルからのズリが置いてあるということですが、自然発生由来のいろいろな汚染物質のチェックはしているのですか。

【事業者】

5,000m³以上の搬入になりますので、土壌汚染に関する法令のもと、チェックをしています。

【委員】

地下水のことですけど、あの辺りでの不透水層は採掘している粘土です。3mくらい、厚いところでは4mくらいあります。他に不透水層の地層はなく、岩盤が不透水層となります。岩盤はチャートなので、不透水層が問題になることはあまりないです。鉱山の範囲は不透水層の粘土層を採掘してしまいました。あとは何で埋めるかという、粘土層の上下にある砂礫層です。古木曾川の砂礫層です。不透水層は岩盤のところ以外は関係ないと思います。不透水層を調べることは難しいし、あまり調べなくてもいいと思います。岩盤の傾きに沿って水が流れていくので、岩盤がどうなっているのかというようなかたちで調査検討したほうがいいです。

【委員】

いろいろと意見が出ていまして、県の方に聞きたいのですが、この環境アセスはイオンの建物を建てるためのアセスなのか、それを建てるための土地開発のための環境アセスですか。それとも両方ひっくるめたものとして扱っているのですか。それによってずいぶん視点が違ってくると思いますが、私は土地開発ということの環境アセスだと思っています。その後のイオンの建物ができ、そこに人や車が集まって、それがどのように地域に影響するのかということは、環境アセスとは違うと思っているのですが、県としてはどのように考えているのでしょうか。

【事務局】

環境影響評価条例では土地開発事業というカテゴリーの中での環境アセスとなります。環境アセスというのは、環境への影響を事前に評価して、それをできるだけ小さいものにしていくというのが基本です。本件の場合、建物ができた後に人が集まってきたり、排ガスや騒音の影響、あるいは建物により眺望が変わります。事業活動を行うにあたり、造成段階での環境影響、施設が稼働した後の環境影響、それらをトータルで捉えるのがアセスの基本的な精神、目的だと解釈しています。従って、この事業活動について実際に造成が終わって建物ができ、店舗が運営されるといったところまで含めて検討していただき、環境影響も評価し、それらが小さくなるよう抑えていくことが環境アセスの目的、この委員会の目的だと考えています。

【委員】

今回の場合は、イオンができることが決まっているのでそうなると思いますが、何がわかるのが先のことで、工業団地になるのか、住宅地になるのか、商業施設になるのかわからない段階だと、20ヘクタール以上の土地開発だけの環境アセスです。そうであるとするならば、土地開発だけでいったん打ち切って、建物ができた後の影響については、後で別の観点で整理をするというように二つに分ければいいのではないですか。

【事務局】

そのために事後調査というのがあって、実際の施設が稼働した後にどうしていくのかを環境影響評価書の中で記載されます。それが適切であるかどうか、さらには事後調査報告書について必要であれば県として意見を言い、あるいは委員の方から意見をいただいたりするというシステムになっていると考えています。

【委員】

資料2に、景観のために電柱、電線を地下化してほしいと住民からの意見があります。確かにヨーロッパなどの観光地では地下化しています。これについて、費用がかかるのはもちろんですが、他にデメリットはありますか。火災や安全性についての問題は、一般的にどのくらい認識されているのかわからないので、伺います。

【事業者】

火災に関する質問について、イオンがどのような計画をされているのかわからない状況なので、造成後の裸地での火災しか想定ができないのですが、そのときは法面が燃えるということが考えられます。造成をするにあたっては、都市計画法の開発許可で100メートル以内に防火水槽を設けるという基準があり、その中でそういう対策をとるといった状況です。

【委員長】

まだ意見があると思いますが、終了時間となりますので、意見がある方は事務局まで提出してください。